

「まん延防止等重点措置」適用下における新型コロナウイルス感染防止対策

いわき光洋高等学校

I 学校における感染症対策

新型コロナウイルスがもたらす三つの感染症（病気・不安・差別）を絶ち切ろう。

1 新型コロナウイルス感染症「病気」そのものへの対応

「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」が大切です。

(1) 感染源を絶つこと

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。生徒や教職員とその家族の健康観察を徹底するようにします。

① 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒及び教職員ともに、自宅で休養することを徹底します。また、いわき市内で感染拡大が認められた場合には、同居の家族に風邪症状が見られた時も同様です。この場合も、学校保健安全法の規定に基づく出席停止の措置を取り、「出席停止」とします。

② 登校時の健康状態の把握

登校時の生徒及び教職員の検温結果及び健康状態を把握します。登校時の健康状態の把握には、「体温・体調チェックシート」を活用します。また、登校中の体調変化に対応するため昇降口等に非接触型体温測定器を3台設置しました。

③ 登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合には、当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取って、状況に応じた対応をします。

なお、保護者の来校まで学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、保健室の感染防止パーティション内で待機させるなどの配慮をします。また、保健室には、外傷や心身の不調など様々な要因で生徒が集まってきますが、別室で対応します。

(2) 感染経路を絶つことへの対応

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。感染経路を絶つために、「三密の回避」「マスクの着用」「清掃・消毒」「換気」「手洗い・うがい」等を徹底させます。

① 三密の回避

- ・ 可能な限り生徒の間隔を離れた座席の設定
- ・ 各年次ハウスの椅子が対面にならない机の配置
- ・ 図書館脇の自習室における座席数の限定
- ・ 体育館における全校生徒参加行事等の使用禁止
- ・ 大講義室における年次集会等の使用禁止
- ・ 昼食時における三密回避のための教職員校舎内巡回指導 等

② マスクの着用

全生徒及び教職員のマスクを着用（体育時を除く）

③ 清掃・消毒

- ・ スクール・サポート・スタッフによる校舎内巡回消毒
- ・ 清掃時における教室の机・椅子、校舎内の手すり、ドアノブ等の消毒

④ 換気

- ・ 基本として、窓やドアを開けての授業の徹底
- ・ 授業終了時の換気の徹底（エアコン使用時も同様）
- ・ 全教室網戸の設置

別紙

- ⑤ 手洗い・うがい
 - ・ クラス担任からの指導やポスターの掲示
 - ・ 手洗い・うがいの励行指導（特に、食事前）
- ⑥ その他
 - ・ 音楽や家庭、保健体育等、飛沫や身体接触が心配される教科については、密閉した空間での歌唱、調理実習、身体接触を伴う運動を当面の間自粛するなど、実施内容の見直しを行います。
 - ・ 部活動の再開に当たっては、保護者の皆様に各部活動における感染防止対策を提示して御同意いただいた上で活動を再開します。

(3) 抵抗力を高めることへの対応

十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動の必要性を指導します。

2 新型コロナウイルス感染症「不安や恐れ」への対応

感染や病状が一律でないことから、強い不安や恐れを感じて、「気付く力」「聴く力」「自分を支える力」を低下させ、不安や恐れが広がります。これらの力を高める対応として以下のような取組をします。

- (1) 冷静になって自分を見つめる時間を設定します。
 - ① 放送による全校集会やロングホームルーム等
 - ② 希望生徒を対象に、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施等
- (2) 徹底して感染防止に努め、平常の教育活動を実践します。
- (3) 教育活動が停止される事態の時は、学習の遅れに対応するため、早期に教育計画を見直して実践します。

3 新型コロナウイルス感染症「嫌悪」「偏見」「差別」への対応

不安や恐れは人間の生き延びようとする本能を刺激して、ウイルス感染に関わる人や対象を遠ざけたり差別したりするなど、信頼関係や社会のつながりが崩されてしまいます。見えない敵(ウイルス)への不安が、特定の対象を敵と見なして嫌悪の対象とし、それを遠ざけることにより偏見や差別が生じます。

- (1) 新型コロナウイルスに対する情報を提供します。
- (2) 差別的な言動に同調しないよう指導します。
- (3) 日々の教育活動で、全ての人々にねぎらいや敬意を示せる心の育成を図ります。
- (4) 新型コロナウイルス感染に関して、学校から個人を特定するような情報は、公表しません。

II 御家庭へ御協力をお願い

1 健康管理の徹底の観点から

- (1) 毎朝お子さんに検温をさせてください。発熱等の症状がある場合には「出席停止」とし欠席とはしませんので、登校を控え、かかりつけ医に御相談ください。
- (2) 県知事や市長から「感染防止集中対策」等が発表されるような状況の時は、同居の家族に風邪症状が見られた時も上記(1)と同様とします。
- (3) お子様や御家族がPCR検査を受ける場合は、学校へお知らせください。

2 感染防止の徹底の観点から

- (1) 感染予防対策は、自分の体にウイルスを入れないことが基本ですので、小まめな手洗い・手指消毒・うがいをするよう御指導ください。
- (2) 学校生活で人と接する場面においては、基本的にマスクを着用すること（運動時を除く）としますので、マスクの準備をお願いいたします。
- (3) 誰にも感染の危険性がありますので、常に人との距離を保ち、不必要な接触を回避するとともに、他者に対して誹謗や差別等をしないよう御指導ください。
- (4) 登下校時の公共交通機関の利用について、各交通機関とも感染防止対策は採られておりますが、不安に感じられる場合は車での送迎等の御協力をお願いいたします。
- (5) いわき市では9月3日からワクチン接種の案内（接種券）が配布されます。接種の御検討をお願いします。なお、接種日及びワクチン接種により副反応が出た場合は、学校へお知らせください。「出席停止」とし、欠席とはしません。